

# 「建設業許可の手引(Ver.9.2)」改訂点

「建設業許可の手引(Ver.9.2)」を改訂しました。  
改訂点は以下のとおりです。

## 1 概要

専任技術者における工事実績確認書類について、従前証明を行った実務経験証明書の取り扱い、過去の許可申請で提出した「様式第8号」及び「様式第9号」のみに限らず、「様式第1号」及び「別紙四(受付印がないもの)」若しくは「別紙四(受付印があるもの)」で営業所の専任技術者の証明を行うことも可能としました。

また、令和6年1月1日に浜松市の行政区再編に伴い、区名及び市区町村コードが変更になりました。

## 2 改訂箇所

建設業許可の手引 改訂箇所及び内容(Ver.9.2)

ch.	ページ	改訂箇所	旧	新	改訂理由等
2	56	申請書類提出先	浜松市中区中央1-12-1	浜松市中央区中央1-12-1	令和6年1月1日に浜松市行政区再編による
2	71	市区町村コード(項番10)及び管轄土木事務所	22131 浜松市中区 22132 浜松市東区 22133 浜松市西区 22134 浜松市南区 22135 浜松市北区 22136 浜松市浜北区 22137 浜松市天竜区	22138 浜松市中央区 22139 浜松市浜名区 22140 浜松市天竜区 削除 削除 削除 削除	令和6年1月1日に浜松市行政区再編による
2	74	所在地(郵便番号・電話番号)	浜松市中区寺島町12番1号	浜松市中央区寺島町12番1号	令和6年1月1日に浜松市行政区再編による
2	143	3 従前証明を行った実務経験証明書の取り扱いについて	-	・・・又は様式第1号及び別紙四(受付印がないもの)の控え若しくは別紙四(受付印があるもの)の控えの写し・・・ 図の例示を追加	専任技術者における工事実績確認書類の追加のため
2	150	納税証明書の取得	浜松市中区中央1-12-1	浜松市中央区中央1-12-1	令和6年1月1日に浜松市行政区再編による
2	151	役員等氏名一覧表	浜松市中区和合町*** 浜松市中区西伊場町*** 浜松市北区都田町□□□ 浜松市北区都田町□□□	浜松市中央区和合町*** 浜松市中央区西伊場町*** 浜松市中央区都田町□□□ 浜松市中央区都田町□□□	令和6年1月1日に浜松市行政区再編による
2	152	登記されていないことの証明書及び身分証明書の見本	本籍 静岡県浜松市中区和合町***	本籍 静岡県浜松市中央区和合町***	令和6年1月1日に浜松市行政区再編による
2	179	(3)実務経験の実績	エ 過去の許可申請に添付された「様式第8号」及び「様式第9号」の写し(写しを提出)	エ 過去の許可申請に添付された「様式第8号」及び「様式第9号」の写し又は「様式第1号」及び別紙四(受付印がないもの)若しくは「別紙四(受付印があるもの)」の写し(写しを提出)	専任技術者における工事実績確認書類の追加のため
3	218	(3)書類の作成	ホームページ「建設業のひろば」 < <a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/">http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/</a> >	ホームページ「建設業のひろば」 < <a href="http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/index.html">http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/index.html</a> >	県ホームページのリニューアルによる
3	219	届出書類の提出先	浜松市中区中央1-12-1	浜松市中央区中央1-12-1	令和6年1月1日に浜松市行政区再編による
3	224	市区町村コード(項番41)及び管轄土木事務所	22131 浜松市中区 22132 浜松市東区 22133 浜松市西区 22134 浜松市南区 22135 浜松市北区 22136 浜松市浜北区 22137 浜松市天竜区	22138 浜松市中央区 22139 浜松市浜名区 22140 浜松市天竜区 削除 削除 削除 削除	令和6年1月1日に浜松市行政区再編による
3	260	①様式第22号の2(第一面)	浜松市中区中央一丁目12番1号	浜松市中央区中央一丁目12番1号	令和6年1月1日に浜松市行政区再編による
3	272	役員等氏名一覧表(作成見本)	浜松市中区和合町*** 浜松市中区西伊場町*** 浜松市北区都田町□□□ 浜松市北区都田町□□□	浜松市中央区和合町*** 浜松市中央区西伊場町*** 浜松市中央区都田町□□□ 浜松市中央区都田町□□□	令和6年1月1日に浜松市行政区再編による

## 3 その他

建設業許可の手引(Ver.9.2)については、令和6年1月1日以降の申請及び届出から適用します。

## 4 問合せ先

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

電話 054-221-3058

E-mail:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp